



2025 年 1 月 16 日
オリーブ少額短期保険株式会社

令和 6 年 12 月 28 日からの大雪にかかる災害等に対する金融上の措置について
この度の「令和 6 年 12 月 28 日からの大雪にかかる災害等」により被災された方々に、
心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。当社では、この度、
災害救助法が適用された地域の契約者様のご契約につきまして、お申し出により、下記の
特別取扱をいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込について猶予する期間を最長 6 か月まで延長いたします。

2. 保険金等支払請求の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

なお、適用地域につきましては、下記の内閣府 WEB サイトをご参照くださいませ。
内閣府：https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上

◆本件に関するお問い合わせ
オリーブ少額短期保険株式会社
お客様窓口
TEL：0120-607-205